2026年11月11日

各　位

上場会社名　　メック株式会社
代表者　　代表取締役社長　前田 和夫
（コード番号　4971　東証プライム市場）
問合せ先責任者　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ室室長　松下　綾
（TEL 06-6401-8160）

# 株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の変更について、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

１．株式分割について

（１）株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

①分割の方法

2026年12月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を１株につき３株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

| | |
|---|---|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 19,571,093株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 39,142,186株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 58,713,279株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 230,000,000株 |

（３）分割の日程

| | |
|---|---|
| 基準日公告日（予定） | 2026年12月15日（火曜日） |
| 基準日 | 2026年12月31日(木曜日)(注) |
| 効力発生日 | 2027年1月1日（金曜日） |

(注) 基準日当日は株主名簿管理人の休業日にあたり、実質的な基準日は2026年12月30日となります。

（４）その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

②配当について

今回の株式分割は、2027 年１月１日を効力発生日としていますので、2026 年 12 月 31 日を基準日とする 2026 年 12 月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

２．株式分割に伴う定款の一部変更について

（１）定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第２項の規定に基づき、2027 年１月１日を効力発生日として、当社定款第６条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

（２）定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款 | 変 更 後 |
|---|---|
| （発行可能株式総数）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、<br>80,000,000 株とする。 | （発行可能株式総数）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、<br>230,000,000 株とする。 |

（３）定款変更の日程

| | |
|---|---|
| 取締役会決議日 | 2026 年 11 月 11 日（水曜日） |
| 効力発生日 | 2027 年１月１日（金曜日） |

３．株主優待制度の変更について

（１）株主優待制度変更の理由

当社株式１株を３株に分割することに伴い、以下のとおり株主優待制度を一部変更いたします。なお、株式分割後も、より多くの株主様に長く当社株式を保有していただくため、保有株式数の下限を 100 株のまま据え置くことといたしました。

（２）株主優待制度変更の内容

＜現行＞　（下線は変更部分を示します。）

| 保有株式数 | 基準日 | 継続保有期間 | 優待内容 |
|---|---|---|---|
| 100 株以上 500 株未満 | 12 月末 | １年以上３年未満 | QUO カード 1,000 円分 |
| | | ３年以上 | QUO カード 2,000 円分 |
| 500 株以上 | 12 月末 | １年以上３年未満 | QUO カード 2,000 円分 |
| | | ３年以上 | QUO カード 3,000 円分 |

＜変更後＞

| 保有株式数 | 基準日 | 継続保有期間 | 優待内容 |
|---|---|---|---|
| 100株以上1,500株未満 | 12月末 | １年以上３年未満 | QUOカード1,000円分 |
| | | ３年以上 | QUOカード2,000円分 |
| 1,500株以上 | 12月末 | １年以上３年未満 | QUOカード2,000円分 |
| | | ３年以上 | QUOカード3,000円分 |

（注）継続保有期間については、株式分割前の保有期間も通算して判定します。また、株式分割前の基準日において500株以上を保有していた株主様は、株式分割後の1,500株以上を保有していたものとして取り扱います。

（３）株主優待制度変更の時期

2027年12月31日時点の株主名簿に記載または記録された株主様への株主優待より変更いたします。なお、2026年12月31日を基準日とした株主名簿に記録された株主様に対する株主優待につきましては、現行の制度に基づき実施いたします。

以上